

# 令和7年度公立幼稚園・公立幼保連携型認定こども園計画訪問実施要項

秋田県教育庁幼保推進課

## 1 目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、市町村が設置・管理する幼稚園及び幼保連携型認定こども園に対して、幼保推進課、北教育事務所及び南教育事務所の指導主事及び幼保指導員等が訪問し、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び「学校教育の指針」等の具体を踏まえて指導助言を行うことなどにより、質の高い教育・保育の充実を図る。

## 2 対象

公立幼稚園及び公立幼保連携型認定こども園

## 3 内容

指導助言は、次の各事項により各園の事務の処理状況等を確認の上、必要に応じて行うものとする。

### (1) 保育参観

主に、次の視点をもって保育を参観し、必要な指導助言を行う。

- ①乳幼児理解を踏まえた子どもへの関わりや適切な環境の構成及び再構成について
- ②週案、日案等のねらいにせまるための保育者の関わりや環境の構成について
- ③年間指導計画、月案等に基づいた、意図的・計画的・系統的な保育の展開について

### (2) 諸表簿閲覧

主に、次の諸表簿を閲覧し、必要な指導助言を行う。

- ①幼稚園幼児指導要録・幼保連携型認定こども園園児指導要録
- ②出席簿
- ③健康診断票

### (3) 資料閲覧

主に、次の資料を閲覧し、必要な指導助言を行う。

- ①学校評価に係る資料  
(自己評価・学校関係者評価の実施及び公表の状況等が分かるもの)
- ②小学校等との連携について(子どもの交流・教職員の連携の計画及び実施記録)
- ③健康・安全・危機管理に係る資料  
(学校安全計画、学校保健計画、防災教育年間指導計画、危機管理マニュアル)
- ④子育ての支援について(計画及び記録)
- ⑤特別支援教育の実際について  
(園内委員会の設置・開催、特別支援教育コーディネーターの指名、個別の教育支援計画・個別の指導計画等の作成・評価)
- ⑥教職員の研修について(計画及び実施記録)
- ⑦食育について(食育の計画)

### (4) 運営説明

主に、次の事項を園長等から説明を受けた上で、必要な指導助言を行う。

様式3に記載の上、以下について説明すること。必要に応じて、これに係る資料を添付すること。

- ①園目標に向けた園運営について
- ②令和7年度の県の重点に係る取組状況について

- ア) 教育・保育の質的向上を図る組織的・計画的なカリキュラム・マネジメントの推進
- イ) 生きる力の基礎を培う教育・保育の一層の充実
- ウ) 乳幼児期の教育・保育と小学校教育の円滑な接続の推進

#### 4 訪問の実施期間等

##### (1) 実施機関

北地区：北教育事務所  
中央地区：幼保推進課  
南地区：南教育事務所

##### (2) 実施期間・回数

訪問は、原則としてⅠ期・Ⅱ期・Ⅲ期（各地区の実施機関が示す調整用カレンダーに定める期間）のいずれかの期に1回実施する。なお、園の事情等で、期間内に実施できない場合は、各実施機関と日程を調整をして実施する。

##### (3) 訪問者

原則として、指導主事及び幼保指導員（2～3名）とする。

#### 5 申込みと決定通知について

##### (1) 申込みについて

各園は、「調整用カレンダー」を参考に、別紙1「希望調査票」に訪問希望日等記入し、申込期間内に次の申込み先まで、電子メールで提出する。

◇申込期間 令和7年4月7日（月）～4月14日（月）午後5時（必着）

◇申込み先 北地区：北教育事務所

E-mailアドレス：kitayouho@mail2.pref.akita.jp（1：エル、2：数字）

中央地区：幼保推進課

E-mailアドレス：youho@mail2.pref.akita.jp（1：エル、2：数字）

南地区：南教育事務所

E-mailアドレス：minamiyouho@mail2.pref.akita.jp（1：エル、2：数字）

##### (2) 決定通知について

各実施機関は、希望調査票に基づき訪問期日及び訪問者等を調整し、決定した内容を各園に5月中旬までに通知する。

#### 6 訪問に係る留意事項

##### (1) 訪問当日の日程等について

各園は訪問期日等の決定通知に基づき、訪問当日の日程等を計画し、訪問期日の2週間前までをめぐりに、実施機関に様式1を提出すること。なお、この日程等は各園と調整の上、変更する場合がある。

##### (2) 協議題について

前記(1)の日程等の計画に当たり、訪問当日に実施する協議に関する協議題を設定し、様式1により報告すること。なお、当日の協議は次の事項に留意しながら実施すること。

①各保育者により、当日の保育に至るまでの生活や遊びの流れ、週案、日案のねらいの設定理由、ねらいにせまるための手立てや配慮した点等、乳幼児期に育みたい資

質・能力を踏まえた子どもの育ちを支える視点で振り返りを行うこと。

- ②各園の課題等に即した協議題に基づき、園内研修リーダー等が主となって話し合いを進めること。

(3) 提出資料等について

次に掲げる提出資料等について、期限までに指定する提出方法により提出すること。  
なお、電子メールで提出するときの件名は、「計画訪問【□□園】」とすること。

①様式1

- ・提出期限 訪問期日の2週間前必着
- ・提出方法 実施機関宛て電子メール（郵送でも可）による。
- ・提出部数 1部
- ・提出資料 令和7年度公立幼稚園・公立幼保連携型認定こども園計画訪問の日程等

②様式2

- ・提出期限 訪問期日の7日前必着
- ・提出方法 実施機関の担当者宛て郵送による。
- ・提出部数 決定通知による訪問者の人数分
- ・提出資料
  - ア当日の日程・内容・協議題、協議参加者名簿等
  - イ令和7年度公立幼稚園・公立幼保連携型認定こども園計画訪問参考資料（計画訪問 様式3）
  - ウ全体的な計画
  - エ研究計画
  - オ当日の指導計画（指導案、月案、週案、日案等）
  - カ園要覧

(4) 提出先について

様式1、様式2及び訪問に係る資料は、下記に提出する。

北地区：北教育事務所 〒018-3331 北秋田市鷹巣字東中岱76-1  
E-mailアドレス：kitayouho@mail2.pref.akita.jp (1:エル、2:数字)

中央地区：幼保推進課 〒010-8580 秋田市山王3丁目1-1  
E-mailアドレス：youho@mail2.pref.akita.jp (1:エル、2:数字)

南地区：南教育事務所 〒013-0022 横手市四日町3-23 横手市水道庁舎3階  
E-mailアドレス：minamiyouho@mail2.pref.akita.jp(1:エル、2:数字)

\*電子メールでの提出するときの件名は、「計画訪問【□□園】」とすること。

(5) 保育の公開について

本訪問を就学先の小学校等及び近隣の幼稚園・保育所・認定こども園等にも案内し、保育参観や協議等への参加を受け入れることにより、小学校等との連携の充実に向けた積極的な取組をする。

(6) 自然災害、感染症等が発生した場合について

訪問の可否及び内容の変更等について訪問者と園長が協議し、決定する。決定通知した訪問当日に、この実施が困難な場合は、期日の延期や実施方法等を協議し、実施するよう調整する。